

環境都市・江東の実現に向けた自動車対策について

～ 日本初の試み！区がマンション建設時に電気自動車用充電設備の設置を指導～

区では、「江東区環境基本計画」（平成22年3月策定）で掲げたCO₂削減目標（地球環境貢献目標）の達成に向けて、各分野でさまざまな施策を推進しています。その柱の一つとして、江東区の自動車対策についてとりまとめましたので、概要を紹介します。

【江東区の自動車対策の概要】

日本のCO₂排出量の約2割を占める運輸部門のうち、自動車からの排出がその約9割を占めることから、自動車への対策が急務となっています。

区では、走行中にCO₂を排出しない電気自動車（EV：Electric Vehicle）の普及促進に貢献するため、充電設備などのインフラ整備の充実を図るとともに、ガソリン車の燃費向上に資するエコドライブの推進を支援しています。

1. 電気自動車（EV）等の普及支援

（1）全国に先駆けて、江東区は新築マンション駐車場へのEV用充電設備の導入を進めます

- 「江東区マンション条例」の改正（平成22年8月）にあわせて、マンション建設の指針となる「江東区マンション等の建設に関する指導要綱」の見直しを行いました。今後、区内にマンション等を新築して駐車場を設置する場合には、その台数に占める1割以上にEV用充電設備（AC200V）を設置いただけるよう、区が事業者等に指導していきます。
- 区が新築マンションへの充電インフラ整備を強力に推進することで、これまで課題となっていたマンション居住者へのEV普及を支援していきます。

（2）EV用急速充電器並びに普通充電設備を設置し、無料開放します

- 庁舎駐車場にEV用急速充電器並びに普通充電設備を設置し、EV等を所有する区民や区内事業者に無料で開放します。

・設置場所	江東区役所 庁舎内駐車場（東京都江東区東陽四丁目11番28号）
・設置基數	EV用急速充電器 1基（3相AC200V） 普通充電設備 各1基（単相AC100V／200V）
・利用開始	平成22年秋頃（予定）
・利用時間	平日9時～17時（夜間、土日・祝日は利用不可）
・利用方法	窓口（1F守衛室）で利用申請書に記入のうえ利用可能
・料金	無料（設備利用料、電気料金など）

(3) 区内の中小企業向けに、EV導入資金の融資斡旋や利子補給を行っています

- 「江東区中小企業融資」制度の中に「環境保全対策資金」を設け、区内の中小企業の方がEVなどの低公害車を導入する際に、低金利で借入れができるよう金融機関等の協力を得ながら融資の斡旋を行うとともに、区が利子補給しています。

(4) 他団体とのパートナーシップにより、EV普及に取り組みます

- 都内の行政・事業者等で構成する「EV・pHV普及連携パートナー会議」の一員として、同組織と連携しながらEV普及に取り組みます。
- 全国266社・団体（平成22年7月27日現在）等で構成する任意団体「チャデモ協議会」※にオブザーバーとして参加し、急速充電器の位置情報の共有化など、充電インフラ整備の普及に向けた情報収集・発信に努めます。
23区の中で同協議会へ参加するのは、江東区が初めてとなります。

2. エコドライブの推進

エコドライブは、車の買い換えや特別な機器を取り付ける必要もなく、運転の仕方を少し工夫することで、確実に燃費を向上させて、CO₂削減につなげる取り組みです。

(1) エコドライブ無料講習会を開催しています

- 区が、平成21年度から区内の自動車学校と連携して無料講習会を開催しています。
- 昨年度開催した講習では、参加者の燃費実績は、受講前に比べて平均で50%程度向上しました。

以上

※ チャデモ協議会

国内外における急速充電インフラの普及を推進するための中核組織として、自動車会社、充電器メーカー及びこれを支援する企業・行政などによって構成される。

急速充電器の対電動車両通信規格の確立や技術的な諸課題の解決、国際標準化の推進支援、普通充電及び急速充電インフラの設置に係る技術的支援及び普及推進に関わる支援を行っている。

担当課：温暖化対策課環境推進担当
窓口：防災センター6階4番
電話：3647-6142